

公益社団法人滋賀県看護協会協会長表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人滋賀県看護協会（以下「本会」という。）定款第3条の目的達成に著しい功績があった者の表彰に関し必要な事項を定める。

(被表彰者)

第2条 表彰は、表彰の時点において会員であり、年齢が50歳以上で次の各号の一に該当する者に対して行う。ただし、過去において春秋の叙勲、褒章、厚生労働大臣表彰、滋賀県知事表彰又は日本看護協会会長表彰を受章した者は除く。

- (1) 通算20年以上本会の会員で、本会の役員又は委員の職に通算4年以上在職し、本会の発展に貢献した者
- (2) 県内での実務経験が通算15年以上で、看護業務の改善、研究又は看護教育に特に顕著な功績があったと認められる者
- (3) その他看護活動等に関してこの表彰に値する功績があったと認められる者

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者は、常務理事会、職能委員会又は地区支部から推薦のあった者について、理事会の審議を経て決定する。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、平成25年3月16日理事会で承認、同年4月1日から施行する。